愛知県美術館概要等制作業務仕様書

１　件名

愛知県美術館概要等制作業務

２　業務の目的

本業務は、愛知県美術館（以下「美術館」）が、地方独立行政法人愛知県美術館機構（以下「機構」）を構成する美術館のひとつとなったことにともない、新たに策定されたビジョン（別紙「愛知県美術館のビジョン等について」）や独法化に伴う沿革、近年の収蔵コレクションの追加等を踏まえ、美術館の概要及び美術館ガイド等の広報物を策定（新ロゴマークを含む）することを目的とする。

美術館は、愛知県名古屋市の中心部、栄に 1955 年に開館した愛知県文化会館美術館を前身としている。1992 年に同地区に新たな芸術文化の拠点として複合文化施設「愛知芸術文化センター」が開館した事に伴い、同センターの一翼を担う施設として、調査研究機関としてもより充実した機能と施設を備えた愛知県美術館が設置された。以来、中部圏の中核的な美術館として地域文化の振興と国際交流に貢献してきたが、開館から数十年を経た今日、社会全体、そして愛知県という地域が美術館に求める役割や機能も変化している。そのため、美術館はより創造的で多様性に富む社会の実現に寄与するため、機構としての始動を機に、新たなビジョン（別紙）を策定しており、同方針に基づいて活動に取り組んでいる。

本業務を通じて、同ビジョンに沿った形でロゴマークを含めた新しいデザインでの広報物（概要、美術館ガイド等）を制作し、イメージ戦略およびブランディングのための情報発信ツール等として活用することで、未来につづいていく美術館のあり方をより多くの人々に効果的に周知させる。

３　業務の内容・スケジュール

（１）広報物のデザイン制作

（ア）愛知県美術館概要のデザイン（A4 判中綴 24 ページ）

愛知県美術館のビジョン、沿革、独立行政法人化に伴うメッセージ、活動内容の紹介、施設概要、所蔵コレクションや所蔵作品の紹介等で構成される。

言語：日英バイリンガル、４色刷り

（イ）愛知県美術館ガイド（210×600mm 6 面ジャバラ折）

利用案内、フロアガイド、美術館、所蔵作品の紹介等で構成される。

言語：日英バイリンガル、４色刷り

（ウ）愛知県美術館 2027 年度年間スケジュール（A4 判両面チラシ）

年間スケジュール、利用案内等で構成される。

言語：日英バイリンガル、４色刷り

（ア）（イ）（ウ）いずれも本文の文面は委託者から提供される内容を反映する。

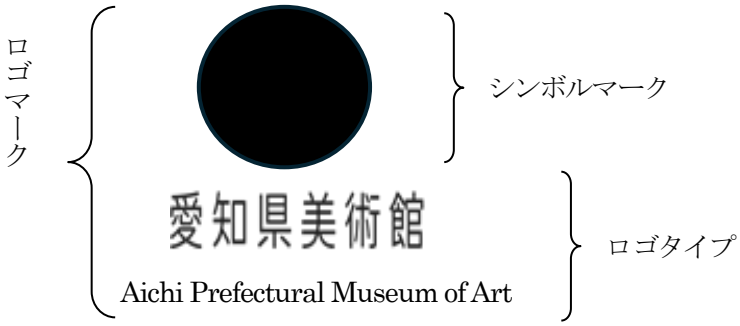
※掲載する美術作品の画像及び掲載箇所は、委託者が選定したものを使用することとし、受託者は掲載する写真等を指定することは出来ない。

（エ）上記（ア）～（ウ）以外に、本業務の過程において発注者との協議の上必要とされたこと。

（2）ロゴマークの作成

美術館のビジョンを反映した分かりやすい「シンボルマーク」と、美術館名称を記載する際に通常使用するオフィシャルな標記となるデザイン化された「ロゴタイプ」を組み合わせた「ロゴマーク」を作成すること。
シンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマークの関係のイメージは下記のとおり。

【用語（ロゴマーク、シンボルマーク、ロゴタイプ）の関係】



・ロゴタイプを制作する際は「愛知県美術館」及び英語表記を含める。その際英字の大文字・小文字表記は提案に委ねる。（Aichi Prefectural Museum of Art、AICHI PREFECTURAL MUSEUM of ART など）
・ロゴマークは、白黒での印刷にも対応したデザインとする。グラデーション等を用いる場合には、オフィス用プリンター等における印刷時の再現性にも配慮したデザインとすること。
・シンボルマークとロゴタイプの組み合わせパターン（縦並び、横並び）を想定したバリエーションを提示する。
・現在使用している愛知県美術館のロゴマークのデザイン・カラー等についても一定程度踏まえたデザインとすること。

（参考：現行ロゴマーク）

aichi prefectural museum of art
愛知県美術館

・使用規定マニュアルの作成（以下の（ア）～（ケ）を含む）
（ア）コンセプト及びモティーフの解説
（イ）基本形の提示
（ウ）バリエーションの提示（組合せ・配置・展開例）
（エ）色の指定（フルカラー・モノクロ（濃淡有無）・単色）

（オ）使用可能なバリエーションの規定
（カ）最小サイズについての規定
（キ）アイソレーション規定（不可侵領域）
（ク）視認性確保の規定（画像・写真上での展開など）
（ケ）使用禁止例の提示、展開時の禁止事項の設定

・発表用デザインコンセプトの作成
制作されたロゴマークに関しては、2027 年度に対外発表する予定としており、その際にデザイナーの名前及びデザインコンセプト等についても発表するとともに、機構ホームページにおいて掲載予定としていることから、対外発表用のデザインコンセプト等について作成する。

本業務は令和９年３月に広報物を発行するため、**おおむね令和９年２月までに**デザイン作成を行うこと。なお、委託者から受託者への３（１）（ア）（イ）（ウ）についての原稿提供は令和８年 12 月頃を予定している。

4　本業務全体に係る留意事項
（1）業務の実施にあたっては、美術館及び機構法人事務局の担当職員と十分に調整を行うこと。
（2）ロゴマークについて、既に公表されているものと同一または類似ではないことの確認を受託者の責任において実施すること。提案のあった作品が故意に第三者の著作権・商標権等を侵害していることが明らかとなった場合、発生した損害を補填すること。

5　委託契約期間
契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

6　権利について
（1）受託者は、成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
（2）受託者は当機構及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこと。
（3）委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
（4）受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

7　その他
（1）委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、進捗状況及び今後の進め方等を逐次報告し、美術

館と連絡調整を行うこと。
（2）受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
（3）本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
（4）受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
（5）受託者が当該業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託費に含まれるものとし、委託者は委託費以外の費用は負担しない。
（6）打合せに関する日程等については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。
（7）本業務の実施に当たり、美術館及び機構法人事務局から別途指示があった場合は可能な限り対応すること。
（8）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。